

平成27年8月5日開催

# 第2回総合教育会議資料

## 目次

1 三木市教育大綱の理念について … 資料1  
案1～3

2 学力向上に向けた取組について … 資料2

(1) 学校での取組

(2) 生活習慣と学力

(3) 全国学力・学習状況調査結果公表の  
メリット・デメリット

(4) 全国学力・学習状況調査結果の公表状況

① 平成26年度全国の状況

② 平成26年度兵庫県内市町の状況

3 学校の適正規模・適正配置について … 資料3

(1) 法令等から見た適正規模

(2) 統廃合により適正規模を維持（案1）

(3) 統廃合せず現状維持（案2）

(案1)

## 1 基本理念

### ふるさと三木を誇りとし、自立心あふれる人材の育成

戦後、日本の教育は戦後復興から世界へ羽ばたく人材育成のため、すべての子どもたちが等しく教育を受けることができる環境整備を進め、大きな成果を上げてきました。

しかしながら、今まで日本が行ってきた教育方法が、世界各国の教育と比べると、課題や問題点が浮上してきています。

また、6・3・3制や早期進学が対応できないなど膠着化した学校制度、学校における命に関わる事案など重大な問題への危機管理の弱さ、首長の教育行政に果たす役割や責任を明確化すべきことなどの課題が顕在化してきました。

加えて、社会のグローバル化や多様性、情報化などの進展する中、あらゆる分野との連携なしに、教育を進めることができない時代となっており、これまでのように教育委員会のみで教育ができる状況ではなくなっています。

そこで、三木市は、従来の教育の良い部分を継承しつつ、新教育委員会制度の元、市長と教育委員会が今まで以上に力を合わせ、教育のあるべき姿を共有する中で、ふるさと三木で育まれた子どもが自立し、ふるさとへの誇りや愛着を胸に社会で活躍し、社会を動かしていく子どもたちを育てます。

そのため、学校教育や教育環境の充実、生涯学習の推進などの目標の達成に向けて、市が一丸となって三木市の教育を力強く推進していきます。

## 2 基本目標

- (1) 自立心と、豊かな心を基盤として学力の向上を図るとともに、グローバル人材を育てます。
- (2) 小規模校のメリットを生かしながら、学校規模に応じた教育環境の充実を図ります。
- (3) 人権尊重のまち、文化やスポーツのまちをめざし、生涯にわたって学び活動のできる環境づくりを進めます。

## (案2)

### 1 基本理念

#### ふるさと三木を誇りとし、自立心あふれる人材の育成

戦後、日本の教育は戦後復興から世界へ羽ばたく人材育成のため、すべての子どもたちが等しく教育を受けることができる環境整備を進め、大きな成果を上げてきました。

しかしながら、今まで日本が行ってきた教育方法が、世界各国の教育と比べるとき、課題や問題点が浮上してきています。

また、6・3・3制や早期進学が対応できないなど膠着化した学校制度、学校における命に関わる事案など重大な問題への危機管理の弱さ、首長の教育行政に果たす役割や責任を明確化すべきことなどの課題が顕在化してきました。

加えて、社会のグローバル化や多様性、情報化などの進展する中、あらゆる分野との連携なしに、教育を進めることができない時代となっており、今までのように教育委員会のみで教育ができる状況ではなくなっています。

そこで、三木市は、従来の教育の良い部分を継承しつつ、新教育委員会制度の元、市長と教育委員会が今まで以上に力を合わせ、教育のあるべき姿を共有する中で、ふるさと三木で育まれた子どもが自立し、ふるさとへの誇りや愛着を胸に社会で活躍し、社会を動かしていく子どもたちを育てます。

そのため、学校教育の充実や学校・家庭・地域の連携、生涯学習の推進などの目標の達成に向けて、市が一丸となって三木市の教育を力強く推進していきます。

### 2 基本目標

- (1) 教育環境を充実し、自立心の育成と確かな学力の向上を図ります。
- (2) 学校・家庭・地域が一体となって教育を進めます。
- (3) 人権尊重のまち、文化やスポーツのまちをめざし、生涯にわたって学び活動のできる環境づくりを進めます。

## (案3)

### 1 基本理念

#### ふるさと三木を誇りとし、自立心あふれる人材の育成

戦後、日本の教育は戦後復興から世界へ羽ばたく人材育成のため、すべての子どもたちが等しく教育を受けることができる環境整備を進め、大きな成果を上げてきました。

しかしながら、今まで日本が行ってきた教育方法が、世界各国の教育と比べるとき、課題や問題点が浮上してきています。

また、6・3・3制や早期進学が対応できないなど膠着化した学校制度、学校における命に関わる事案など重大な問題への危機管理の弱さ、首長の教育行政に果たす役割や責任を明確化すべきことなどの課題が顕在化してきました。

加えて、社会のグローバル化や多様性、情報化などの進展する中、あらゆる分野との連携なしに、教育を進めることができない時代となっており、これまでのように教育委員会のみで教育ができる状況ではなくなっています。

そこで、三木市は、従来の教育の良い部分を継承しつつ、新教育委員会制度の元、市長と教育委員会が今まで以上に力を合わせ、教育のあるべき姿を共有する中で、ふるさと三木で育まれた子どもが自立し、ふるさとへの誇りや愛着を胸に社会で活躍し、社会を動かしていく子どもたちを育てます。

そのため、学校教育の充実や生涯学習の推進、学校・家庭・地域が連携した教育の推進などの目標の達成に向けて、市が一丸となって三木市の教育を力強く推進していきます。

### 2 基本目標

- (1) 学校教育を充実させ、学力の向上と自立心の育成を図ります。
- (2) 誰もが生涯にわたって学び、個性と能力を發揮できる環境づくりを進めます。
- (3) 学校・家庭・地域が連携し、市民を挙げて教育を進めます。

## 2 学力向上に向けた取組について

## (1) 学校での取組

学校での次の取組により、基礎学力が身に付き、読書への興味関心が高くなってきている。とりわけ、多くの学校で少人数指導を実施している算数・数学科の学力が高まってきている。「書く」ことや知識を活用して問題を解く力が弱いこと、家庭での学習時間が少ない傾向にあることが課題である。

## 授業等での取組

## 【少人数指導等の実施】

・きめ細かな指導を行うため、1クラスを2つのグループに分ける少人数指導や、2人の教員による同室複数指導を実施。

## 【朝のドリルタイム・読書タイムの実施】

・基礎学力の定着を図るため、漢字の書き取りや計算練習等の反復練習や朝の一斉読書を実施。

## 【ひょうごがんばりタイムの実施】

・基礎学力の向上を図るため、放課後、地域の方や学生を指導者として、補充学習を実施。

## 【小中連携教育の推進】

・各中学校区で小学校と中学校が学習指導や生活指導等で連携を図りながら連続性のある取組を推進。

## 教員の指導力向上の取組

## 【教員研修の実施】

・確かな学力向上プロジェクト事業(三木市学力向上推進委員会の開催、三木市学力向上サポート事業の実施等)  
・教育センター研修・研究事業(18講座29回実施予定)

## 家庭への取組

家庭学習の充実を図るため、学校ごとに次の取組を推進。

【取組例】  
・自主学習ノートの取組  
・家庭学習の手引きの作成  
・家庭学習強化週間の設定  
・生活習慣アンケートの実施 等

## (2) 生活習慣と学力

平成26年度全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙調査の内、生活習慣に関係のある項目と平均正答率とをクロス分析した。その結果、生活習慣と学力には相関関係が認められた。

三木市の児童生徒の生活習慣については、朝食摂取、起床・就寝の習慣はおおむね身につけているが、テレビ等の視聴時間やインターネット等をする時間が全国に比較してやや長く、学校外での学習時間がやや少ないことが課題である。

<クロス分析の対象とした調査項目>

- ①朝食摂取の有無
- ②起床・就寝の習慣
- ③テレビやビデオ・DVDの視聴時間
- ④携帯電話やスマートフォンでの通話やメール、インターネットをする時間
- ⑤学校外での学習時間

<クロス分析の結果概要>

朝食を毎日食べてる、決まった時間に起床・就寝している、テレビ等の視聴時間やメールやインターネットをする時間が短い、学校外での学習時間が多い児童生徒ほど平均正答率が高い結果が出ている。

### (3) 全国学力・学習状況調査結果公表のメリット・デメリット

現在、三木市では全国学力・学習状況調査の結果は、「全国平均と同レベル」などの概要で公表している。平均正答率を公表するとした場合における公表区分ごとのメリット・デメリットを下表に示した。

公表区分	メリット	デメリット
三木市全体の平均正答率を公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者、地域の教育に対する関心を高め、家庭や地域の理解と協力のもと学力向上の取組につながる。</li> <li>・各学校、保護者等が平均正答率による市と自校の経年比較することにより、学力の客観的な傾向がわかる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学力の一部の評価であるのに、点数のみで三木市の教育のイメージがつく恐れがある。</li> </ul>
三木市全体の平均正答率を、都道府県や他市町と比較して公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三木市の学力の相対的な位置を知ることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学力の一部の評価であるのに、三木市の教育について点数のみで他の自治体と比較される恐れがある。</li> <li>・平均正答率の公表は一部市町であり、正確性に欠ける。</li> </ul>
三木市内の学校ごとの平均正答率を公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市外からの転入者が居住地を選択する指標や判断材料の一つになる。</li> <li>・点数が良かった学校の児童生徒の達成感につながる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学力の一部の評価であるのに、点数のみが一人歩きし、学校の序列化につながる。</li> <li>・教職員の指導力や努力と各校の平均正答率は、必ずしも相関関係がないにもかかわらず、点数のみによる教職員の評価につながる。</li> <li>・小規模校ではテストを受けた生徒個人の結果が特定される可能性がある。</li> </ul>

## (4) 全国学力・学習状況調査結果の公表状況

### ① 平成26年度全国の状況

ア 47都道府県すべてで、全体の平均正答率を公表している。

イ 都道府県教委で市町村の結果を平均正答率まで公表しているのは、8道県（17%、一部を含む）。

ウ 政令市で平均正答率の実数を公表したのは17団体（85%）、市町村（特別区を含み、政令市を除く）では、同じく389団体（22.6%）であった。

団体種別 (総数)	市町村の平均正答率を公表		学校毎の平均正答率を公表	
都道府県 (47)	8	<b>【公表市町村数/全市町村数】</b> 北海道 19/179 埼玉 39/63 神奈川 20/33 静岡 35/35 岡山 23/27 広島 23/23 愛媛 19/20 大分 17/18	0	
政令市 (20)	17	<b>【非公表】</b> 札幌市 相模原市 名古屋市	0	
市町村 (1721) (特別区を含む)	389	<b>【公表市町村数/全市町村数(公表割合)】</b> 北海道・東北 40/404 (9.9%) 関東・甲信越 107/444 (24.1%) 東海・北陸 22/208 (10.6%) 近畿 66/194 (34.0%) 中国・四国 87/200 (43.5%) 九州・沖縄 67/271 (24.7%)	6	<b>【公表が確認できた自治体】</b> ・埼玉県三郷市 ・埼玉県秩父市 ・静岡県吉田町 ・大阪府泉佐野市 ・島根県松江市 ・佐賀県武雄市

・平成26年度全国学力・学習状況調査の結果公表に関する調査結果(文部科学省:H26.12)を参照し、各都道府県聞き取り及びホームページ検索により三木市が調査した。(H27.7)

・団体数及び自治体名等は、当該自治体のホームページ上に一覧で掲載している等により、平均正答率の公表が確認できたもの。自治体の広報誌や学校だより、各学校の判断で学校のホームページ上に掲載しているもの等は含んでいない。

## ② 平成26年度兵庫県内市町の状況

- ア 教科に関する調査について、平均正答率を数値で公表している市町は14団体、県全体の34%であった。
- イ 実数値ではないが偏差値や指数で正答率を公表している4団体を加え県、国の平均正答率と比較可能な公表方法は、県全体の44%であった。
- ウ 実数値の公表ではなく、全国や県と比較した表現などで結果の概要を公表している市町は15団体、県全体の37%であった。
- エ 市町内の学校毎の結果公表を行っている団体はなかった。
- オ 平成27年度の各団体の公表予定は本年度と同じである。

区分	団体数・割合						市町名
	計		うち市		うち町		
何らかの公表を実施	数	割合	数	割合	数	割合	
市町の平均正答率 (数値)	14	34.1%	13	44.8%	1	8.3%	神戸市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、川西市、三田市、明石市、加古川市、高砂市、小野市、宍粟市、豊岡市、篠山市、福崎町
独自区分による概要 (平均正答率非公表)	4	9.8%	3	10.3%	1	8.3%	西宮市(※1)、宝塚市(※2)、西脇市、多可町(※3)
市町の概要 (平均正答率非公表)	15	36.6%	9	31.0%	6	50.0%	<u>三木市</u> 、加西市、加東市、姫路市、赤穂市、たつの市、養父市、朝来市、丹波市、猪名川町、稲美町、播磨町、神河町、香美町、新温泉町
非公表	8	19.5%	4	13.8%	4	33.3%	相生市、洲本市、南あわじ市、淡路市、市川町、太子町、上郡町、佐用町
計	41	100.0%	29	100.0%	12	100.0%	

- ※1 全国の平均正答率を50とした偏差値として表現
- ※2 全国平均を100とした場合の市の割合を4段階で表現
- ※3 平均正答数のみ公表

ホームページ検索等により三木市が調査した。  
(H27.7)

### 3 学校の適正規模・適正配置について

#### (1) 法令等から見た適正規模

##### ○学校教育法施行規則

###### 第17条（学級数）

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。\*同条は、第55条で中学校に準用

##### ○義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令

###### 第3条（適正な学校規模の条件）

- (1) 学級数がおおむね12学級から18学級までであること
- (2) 通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。

##### ○公立小中学校の適正規模・配置に関する手引

- ・ 6学級以下の小学校、3学級以下の中学校は統廃合の適否を早急に検討
- ・ スクールバス利用等、通学実態の多様化を踏まえ、通学時間の目安(1時間以内)を提示 等

#### 三木市の 学校規模

※区分は「公立小中学校の適正規模・配置に関する手引」による。

学校規模 の区分	統廃合検討規模 (小：6学級以下 中：3学級以下)				統廃合検討規模の学校名
	年度	全校数	平成27年度	平成32年度	
小学校数	16	7	7	8	志染、口吉川、豊地、中吉川、上吉川、東吉川、みなぎ台、 ※自由が丘東（平成37年度）
中学校数	8	2	2	3	志染、星陽、※吉川（平成37年度）

## (2) 統廃合により適正規模を維持(案1)

三木市では、「公立小中学校の適正規模・配置に関する手引」による統廃合を検討する規模の学校は、平成27年度で小学校7校、中学校2校である。

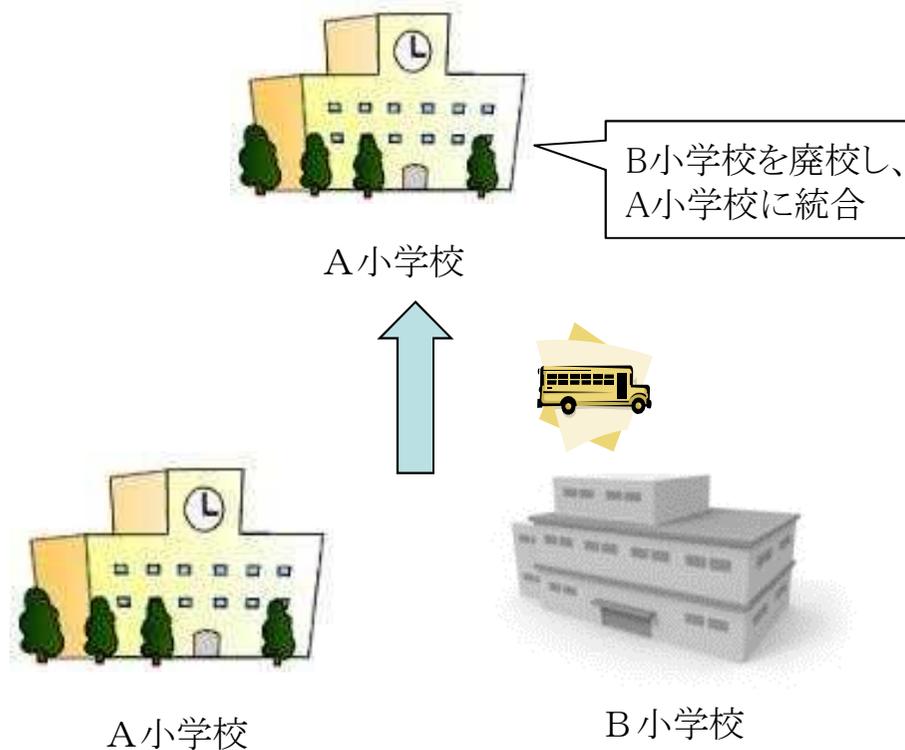
統廃合により適正規模を維持する場合、適正な集団規模が維持できるため、多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会等が増える等のメリットがある一方、通学時間が長くなる、地域の活力が低下する恐れがあるなどのデメリットがある(下表)。

メリット	デメリット	デメリットの解消案
<ul style="list-style-type: none"> <li>①適正な集団規模が維持できるため、多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が増える。</li> <li>②複式学級が解消されるほか、クラス替えによる人間関係等の生活環境への変化に対応できる力を身に付けやすい。</li> <li>③運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に適正な人数を集めることができる。</li> <li>④多様な部活動を選択しやすい。</li> <li>⑤PTA活動等において、役割分担により保護者の負担を分散しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①児童・生徒一人ひとりへのきめ細かな指導が行いにくくなる。</li> <li>②校区が広がるため、通学時間が長くなりやすい。</li> <li>③長距離通学になると、安全性の問題が生じるとともに、低学年児童への負担が大きいの。</li> <li>④地域と連携した活動の調整が難しくなるとともに、地域との密着度が薄くなる。</li> <li>⑤廃校となった地域の活力が低下する恐れがある。</li> <li>⑥遠い学校へ通う地域では、子どもを産み育てたくない若者が増加する恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○複数指導や少人数指導を行う。</li> <li>○スクールバスを運行する。</li> <li>○地区に1校は存続させる。</li> </ul>

## (案1)のイメージ

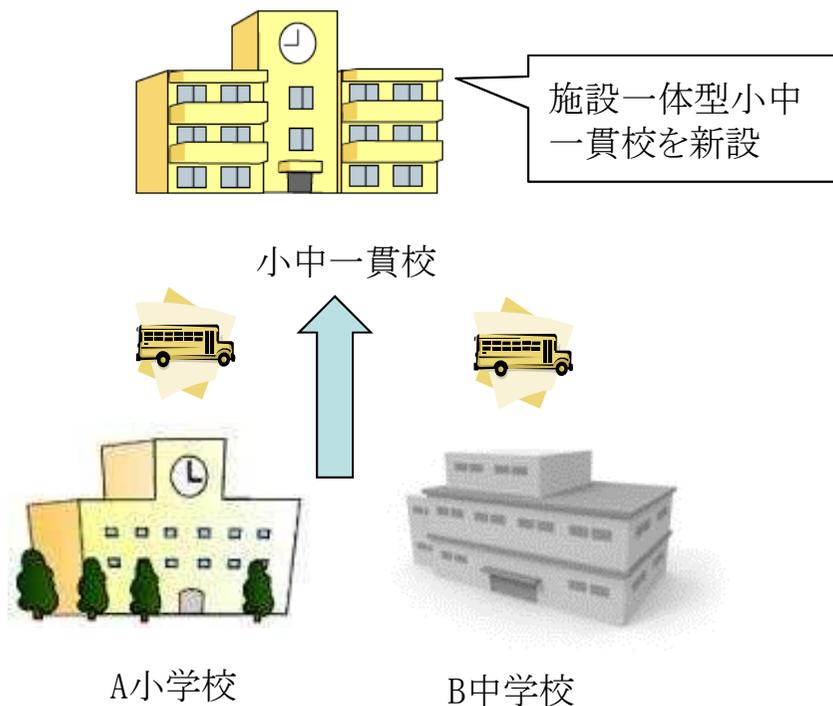
### ○小規模小（中）学校と小規模小（中）学校を統廃合

小規模小（中）学校と小規模小（中）学校を統廃合し、一方の学校を使用する。



### ○施設一体型小中一貫校を設置

小規模小（中）学校と小規模小（中）学校を統廃合し、既存の学校を使用または新設の学校を設置する。



### (3) 統廃合せず現状維持(案2)

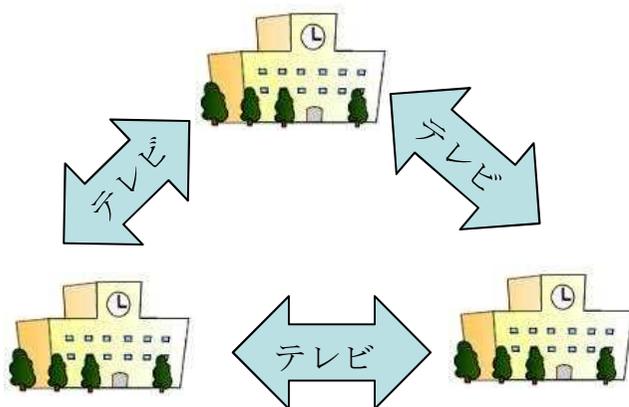
①インターネット会議システム等ICTの活用による合同学習、②スクールバス等を活用した合同学習や合同行事、③小中一貫教育による一定の学校規模の確保、の3つの小規模校対策を実施することにより、統廃合をせずに、小規模校のデメリットの解消を図る。

メリット	デメリット	デメリットの解消案 (小規模校対策)	課題
①児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	①集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。	対策1：インターネット会議システム等ICTの活用による合同学習  解消されるデメリット：①④⑤	○ICT環境の整備 ○教育課程編成の工夫 ○ICTの活用力の向上
②学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。	②運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。	対策2：スクールバス等を活用した合同学習や合同行事  解消されるデメリット：①②③④⑤	○教育課程編成の工夫 ○スクールバス等移動手段の確保 ○教員の負担軽減
③児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。	③部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。	対策3：小中一貫教育による一定の学校規模の確保  解消されるデメリット：①②③④	○教育課程編成の工夫 ○保護者・地域の理解 ○スクールバス等移動手段の確保 ○教員の負担軽減
④異学年間の縦の交流が生まれやすい。	④クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。		
⑤地域と密着した学習を行いやすい。	⑤集団内の男女比に極端な偏りが生じる可能性がある。		

## (案2)のイメージ

対策1:インターネット会議システム等ICTの活用による合同学習

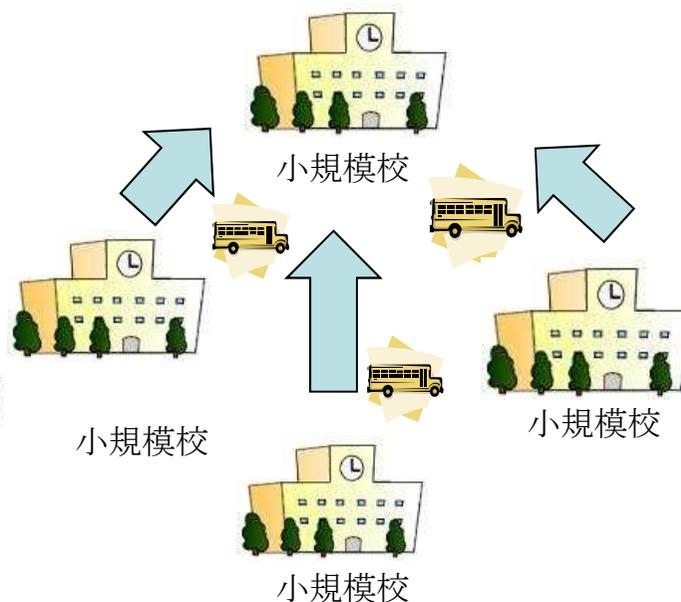
インターネットによるTV会議システムを用いた合同学習を実施する。



発生する費用  
・テレビ会議システム導入費用

対策2:スクールバス等を活用した合同学習や合同行事

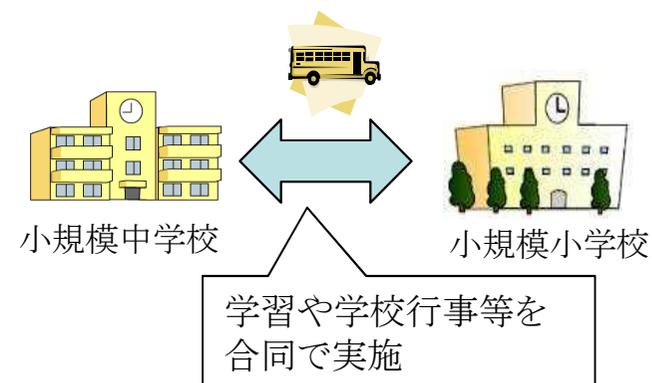
大人数の学習が教育効果の高い内容を合同で学習する。例・・・音楽、体育、学校行事、部活



発生する費用  
・スクールバス、運転手費用

対策3:小中一貫教育による一定の学校規模の確保

一定の学校規模を確保するため、近隣の小学校と中学校の拠点校で学習や学校行事等を合同で実施する。例・・・運動会、音楽会、5・6年生が中学校で学習



発生する費用  
・スクールバス、運転手費用